

公益財団法人鳥取県スポーツ協会組織規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「協会」という。）の業務を処理させるために設ける組織について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局及び施設)

第2条 協会に事務局を置き、その事務を分掌させるため、次に掲げる担当を置く。

- (1) 総務担当
- (2) 競技力向上担当
- (3) 生涯スポーツ担当

2 協会に、次の施設の管理組織（以下「施設」という。）を置く。

- (1) 倉吉自転車競技場
- (2) 鳥取県及び米子市から管理を委託された次に掲げる指定管理施設

名 称	位 置	委託者
鳥取県立布勢総合運動公園	鳥取市布勢	鳥取県
鳥取県立鳥取産業体育館	鳥取市天神町	鳥取県
鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市天神町	鳥取県
鳥取県立倉吉体育文化会館	倉吉市山根	鳥取県
鳥取県立米子産業体育館	米子市東福原	鳥取県
鳥取県立武道館	米子市両三柳	鳥取県
米子市皆生市民プール	米子市皆生温泉	米子市

(事務局の事務分掌)

第3条 事務局総務担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 定款の変更及び諸規程の制定又は改廃に関すること。
- (2) 評議員会、理事会及び常務理事会に関すること。
- (3) 事業等の企画調整に関すること。
- (4) 事務局及び施設の組織並びに職員の任免、その他の人事及び研修に関すること。
- (5) 予算及び決算に関すること。
- (6) 会計経理に関すること。
- (7) 資金計画及び資金運用に関すること。
- (8) 庶務に関すること。
- (9) 協会への加盟等及び加盟団体負担金に関すること。
- (10) 指定管理者制度に関すること。
- (11) 施設の連絡調整及び指導に関すること。

(12) その他、他の担当の所管に属さないこと。

2 事務局競技力向上担当の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国民スポーツ大会に関すること。

(2) 競技力向上諸事業に関すること。

(3) スポーツ医・科学委員会、競技力向上委員会及び国民スポーツ大会選手選考委員会に関すること。

(4) 加盟団体及び日本スポーツ協会との連絡調整に関すること。

(5) その他競技力の向上に関すること。

3 事務局生涯スポーツ担当の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県民スポーツレクリエーション祭及び各種スポーツ大会に関すること。

(2) スポーツの国際交流に関すること。

(3) 表彰に関すること。

(4) 生涯スポーツ推進委員会及び表彰選考委員会に関すること。

(5) スポーツ少年団に関すること。

(6) 総合型地域スポーツクラブに関すること。

(7) その他生涯スポーツに関すること。

(施設の事務分掌)

第4条 施設の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 施設設備の保安全管理に関すること。

(2) 利用者の応接その他施設の運営に関すること。

(3) 施設の会計経理及び施設利用料の徴収に関すること。

(4) その他施設の業務に関すること。

(事務局の職員)

第5条 事務局に、事務局長、リーダー、スタッフ及び体育指導員を置く。

2 会長が必要と認めるときは、事務局に、事務局次長、統括主幹、主幹、副主幹、サブリーダー、主任体育指導員、特任体育指導員、スポーツ指導員及びクラブアドバイザー、その他の職員を置くことができる。

3 事務局長は、会長、専務理事の監督のもとに協会のすべての業務を掌理し、協会のすべての職員を指揮監督する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 統括主幹は、上司の命を受け、重要課題を担当する。

6 リーダー及び主幹は、上司の命を受け、担当の事務を掌理する。

7 サブリーダー、副主幹及び主任体育指導員、特任体育指導員及びスポーツ指導員は、上司の命を受け、その担当に属する事務を処理する。

8 スタッフ、クラブアドバイザー及び体育指導員は、上司の命を受け、担当業務に従事する。

(施設の職員)

第6条 施設に、園長、館長又は場長（以下「施設長」という。）、スタッフ及び体育指導員を置く。

2 会長が必要と認めるときは、施設に、次長、主幹、副主幹、主任体育指導員、その他の職員を置くことができる。

3 施設長は、施設の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、施設長を補佐し、施設長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 主幹、副主幹及び主任体育指導員は、上司の命を受け、その担当に属する事務を処理する。

6 スタッフ及び体育指導員は、上司の命を受け、担当業務に従事する。

(職員の事務分担)

第7条 職員の事務分担は、事務局にあっては事務局長が、施設にあっては施設長が、それぞれ年度当初に定め、会長に報告しなければならない。年度中途において事務分担を変更したときは、その都度報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年2月17日から施行し、令和7年度におけるスポーツ指導員の採用の公募の日から適用する